

（補助方向指示器）

第四十一条の二 自動車の両側面には、補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。

- 2 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 4 補助方向指示器を緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助方向指示器については第二項及び第三項の基準は適用しない。

（補助方向指示器）

第60条 補助方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 補助方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- 2 補助方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

（非常点滅表示灯）

第61条 非常点滅表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の3第2項の告示で定める基準は、第59条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、補助方向指示器と兼用する非常点滅表示灯にあつては、この限りでない。

- 2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

（補助方向指示器）

第138条 補助方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 補助方向指示器は、前条第1項第2号の基準に準じたものであること。
 - 二 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 3 補助方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第2節及び第3節関係）」によるものとする。
- 一 補助方向指示器は、前条第4項第2号、第5号、第6号、第13号及び第14号の基準に準じたものであること。
 - 二 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。
- 4 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

（補助方向指示器）

第216条 補助方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 補助方向指示器は、前条第1項第2号の基準に準じたものであること。
 - 二 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 3 補助方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第2節及び第3節関係）」によるものとする。
- 一 補助方向指示器は、前条第4項第2号、第5号、第6号、第13号及び第14号の基準に準じたものであること。
 - 二 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。
- 4 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。